

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北根菖蒲線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 九三二番一地先まで | 久喜市菖蒲町菖蒲字西堀一〇七九番 一〇地先から同市菖蒲町菖蒲字西堀 | 区 間 |
| 一〇・四〇〃 三三二・九二 | 一〇・四〇〃 一五・五〇 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 二二〇・四〇 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |